「臨床評価研究会」会則

１．目的

本研究会は「臨床評価研究会（The Association of Clinical Evaluation, ACE.）」と称し、医薬品・医療機器の有効性および安全性情報の収集・評価における問題について議論と情報交換の場を提供し、学際的研究、研究発表等を通じて会員の経験と知識の醸成を図ることで、開発スピードと質の向上、真に有益な医薬品・医療機器の創出とベネフィット-リスクバランスの向上に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

２．活動

本研究会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

１）定期研究会、研究分科会、講演発表会、シンポジウム等の開催。
２）国内外の関連機関との連絡・調査・研究協力。
３）理論研究、調査およびソフトウエアの研究開発。
４）その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

３．会員

本研究会は次の会員をもって構成する。会員は本会の主催する活動に参加し、相互分担の研修に寄与する。

１）正会員
医薬品・医療機器の開発・輸入・製造販売またはそれらに関連する事業を行い、本研究会の目的に賛同し協力して活動しようとする法人。

２）個人会員
医薬品・医療機器の開発・輸入・製造販売またはそれらに関連する事業を行う営利法人に所属していないが、本研究会の活動に積極的に参加・寄与を希望する個人。

４．入会及び退会

会員となるものは、所定の入会申請を提出し、運営委員会による入会承認を得なければならない。

会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会できる。

５．会員資格の失効

会員は、以下の場合に会員資格を失効する。

１）退会した場合
２）会員である法人が解散した場合
３）除名された場合

除名

会員が次のいずれかに該当する場合は、運営委員会の決議により除名されることがある。

１）会則に違反する行為を行った場合
２）正当な理由なく会費を滞納し、かつ勧告に応じない場合
３）本会の目的に反する行為を行った場合
４）本会または会員の名誉を傷つけ、又は損害を与える行為を行った場合

６．会計年度および会費

本研究会は会員からの会費のみで運営する。そのため、会員は年会費を払わねばならない。会計は、毎年４月１日から翌年３月末の単年度会計とする。会費は全額を本会の活動に使用し、各年度会計は各年度末に会計監査を受け広報する。年会費は、正会員にあっては８万円、

個人会員にあっては5千円とする。なお、会費を納入後、年度途中で退会した場合、理由の如何を問わず、納入された会費の払い戻しは行わない。

7．役員

本研究会は、研究会代表１名、運営委員長１名、運営副委員長１名、運営委員数名、事務局長１名、会計監事２名および研究会顧問若干名の役員を置く。

１）研究会代表

本研究会を代表し、その活動全般の総括責任を持つ研究会代表を置く。

２）運営委員会、運営委員長、運営副委員長

本研究会の活動計画・予算の立案・実行のため、運営委員によって構成する運営委員会を設け、運営委員長および運営副委員長を置く。

３）事務局、事務局長

本研究会の活動をすみやかに執行するために、事務局を設け、事務局長を置く。事務局は運営委員会管理の下、総会および運営委員会の決定事項と日常運営の執行に当たる。あわせて、研究会の会計処理業務を行う。

４）会計監事

年度会計の監査のために、専任の会計監事2名を置く。

５）研究会顧問、相談役

本研究会の活動、運営につき大局的見地から助言を受けるために、若干名の研究会顧問及び相談役を置く。

8．役員の選出

１）研究会代表

運営委員会の推薦により選出する。任期は２年とし、再選は妨げない。

２）運営委員、運営委員長、運営副委員長

運営委員は研究分科会からの代表者およびその代表者から推薦を受けた者数名から成り、運営委員の互選によって運営委員長及び運営副委員長を選出する。任期は２年とし、再選は妨げない。

３）事務局長

運営委員会の推薦により選出する。任期は２年とし、再選は妨げない。

４）会計監事

会計監事は研究会代表および運営委員会の協議により候補者を決定し、研究会代表が就任を要請する。任期は２年とする。

５）研究会顧問、相談役

研究会顧問および相談役は研究会代表および運営委員会の協議により候補者を決定し、研究会代表が就任を要請する。

9．会員の特典

１）本会の定期研究会・研究分科会に参加し、聴講および発表できる。

２）会員の所属業務における課題・質疑の解決に示唆を得ることができる。

３）会員の所属業務の課題について研究・調査を提案・依頼することができる。

４）会員相互の情報交流のため、親睦会に参加できる。

１０．　総会

１）定例総会は、年１回開催するものとし、研究会代表が招集し、主催する。

２）臨時総会は、必要の都度研究会代表が招集し、主催する。

３）総会は、正会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

４）総会の付議事項は、次の事項とし、出席正会員の過半数をもって決するものとする。

①会則の改正
②役員の承認
③活動報告
④会計報告
⑤研究分科会毎の活動計画及び予算の決定
⑥その他前各号に準ずる重要事項

５）総会の運営の詳細は、運営委員会において決定する。

６）総会の議事録は、主催者が指名した書記が作成し、主催者が署名押印して本会事務局にて保管する。

１１．　その他

上記の執行に関する具体的運営の詳細な手続きが必要なときには、別途、細則および内規によって定める。

付則

本会則の改定または改正は、総会の議決を経て成立する。

履歴（最新）

2016 年 6 月 17 日、改定。個人会員の定義を改めて明確にした。